

# ご存じですか 市民税・県民税のあれこれ

★課税課 ☎ 25 1 1 2 3

## ～市民税・県民税の納税方法～

市民税・県民税の納税（徴収）方法には、普通徴収と特別徴収があります。

### ○普通徴収

自営業者等が該当し、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

### ○特別徴収（給与の場合）

毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

### ○特別徴収（公的年金の場合）

4月1日に65歳以上で、年額18万円以上の公的年金を受給している人のうち、介護保険料が公的年金から特別徴収されていて、平成23年度に市民税・県民税が課税となる人が、原則として特別徴収の対象です。

なお、平成22年度から引き続き、特別徴収の対象となる人は、すでに通知済の仮特別徴収税額が平成23年4月・6月・8月に年金から天引きとなります。

※納税通知書の発送については、特別徴収（給与の場合）は5月中旬に事業所へ、普通徴収は6月上旬に納税義務者へそれぞれ発送する予定です。

### 給与・公的年金等以外の所得がある場合

給与・公的年金等以外(平成23年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第二表の『給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択』欄にある、「自分で納付」の部分にチェックを記入することにより、普通徴収で納めることができます。

申告書の控えをご確認ください。

### 平成23年度(平成22年分)の所得・課税証明書の交付は6月上旬の予定です

所得・課税証明書を交付できる人は、下記の条件に該当する人です。該当しない人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。

- ①市民税・県民税の申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務している会社等から給与支払報告書が市へ提出されている人
- ④年金支払者から年金支払報告書が市へ提出されている人

※収入がない人、家族の扶養になっている人でも①～④に該当しない場合は、申告をした後でなければ証明書を交付できません。

※申告をした後で市民税・県民税の税額を決定します。決定後、所得・課税証明書が交付できます。なお、税額の決定については、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

### 申告書等の内容の確認・訂正について

市では、納税通知書を発送する前に、申告内容等について、下記の各項目を確認し、必要に応じて訂正しています。

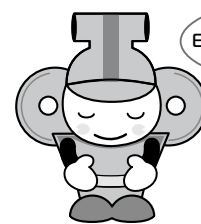
- ・扶養にできない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている場合
- ・申告書の計算が誤っている場合
- ・申告書の記載に不備がある場合
- ・申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が異なる場合
- ・市外の家族を扶養している場合

※確認・訂正のため、申告書の内容について、市から問い合わせをする場合があります。

## 忘れていませんか!!

### 市民税・県民税申告

平成23年度市民税・県民税の申告期限は、3月15日でした。申告が必要な人でまだ済ませていない人は、速やかに申告をお願いします。



本庄市マスコット  
はにぼん

4月から

## 後期高齢者医療保険加入者の人間ドックの助成を開始します

市内に住所を有する、後期高齢者医療保険加入者を対象に、4月1日から人間ドックの受診料の一部を助成します。なお、受診料の助成は、1年度に1回です。

**助成要件** 下記の要件をすべて満たす人

- ・後期高齢者医療保険料を完納している人
- ・市の実施する特定健康診査を同じ年度内に受けていない人
- ・市の国民健康保険による人間ドックの助成を同じ年度内に受けていない人

※助成希望者が多数の場合、助成を制限する場合があります。

**助成額** 2万円

※ただし、人間ドック受診料が2万円以下の場合、助成額は受診料と同額になります。

区分	検査項目	区分	検査項目
身体計測	身長・体重・肥満度・BMI・腹囲	血液学検査	赤血球・白血球・血色素・ヘマトクリット・血小板・MCV・MCH・MCHC
生理学的検査	血圧・心電図・心拍数・眼圧・眼底・視力・聴力・呼吸機能	血清学検査	CRP
レントゲン検査	胸部・上部消化管	尿検査	蛋白・PH・尿糖・沈渣・ <sup>ちんま</sup> 潜血・比重
超音波検査	腹部	便検査	潜血
血液生化学検査	総蛋白・アルブミン・クレアチニン・尿酸・総コレステロール・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・総ビリルビン・GOT・GPT・γ-GTP・ALP・血糖・HbA1c	問診・診察	内科

### 手続きの方法

- ①医療機関で人間ドックの予約をする。
- ②人間ドック受診前に「予防検診申込書」を保険課又は市民福祉課へ提出する。
- ③人間ドックを受診する。
- ④受診後、市から送付された「予防検診助成金交付申請書」に領収書及び検査結果（写し可）を添えて保険課又は市民福祉課へ提出する。

※申込書などの書類は、保険課及び市民福祉課の窓口にて用意してあります。

★保険課 ☎ 1116、市民福祉課 ☎ 1331（内線315）

### 高齢者入浴券・高齢者訪問理美容券の交付

#### ふとん乾燥等事業の受付

次の要件に該当し、利用を希望する人は、申請書の提出をお願いいたします。

#### ○高齢者入浴券

市が契約する公衆浴場（藤の湯）に入浴できる利用券を1か月当たり5枚発行します。

**対象** 世帯員全員が市民税非課税の世帯で、自宅に入浴設備のない65歳以上の人

#### ○高齢者訪問理美容券

市の委託を受けた業者が自宅を訪問して理美容サービスを行う券を年間で4枚まで（3か月当たり1枚）発行します。  
**対象** 理美容院へ行くことが困難な在宅の60歳以上で、

要介護4又は5の人

#### ○ふとん乾燥等事業

市の委託を受けた業者が年間2回までふとんの乾燥消毒又は丸洗いをを行います。実施月の前月までに申請してください。

**対象** 世帯員全員が市民税非課税の世帯で、寝たきり状態にある在宅の60歳以上で

要介護4又は5の人

**実施月** 6月、9月、12月、翌年3月

★お問い合わせは左記へ  
7、市民福祉課 ☎ 1331  
1（内線313）

### 重度心身障害者に「福祉タクシー利用券」を配布します

市では、在宅で重度の障害がある人の日常生活を支援するため、タクシー利用料金の一部（初乗料金）を助成する、福祉タクシー利用券を配布します。

**対象** 身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A、Aの人

**交付枚数** 年間24枚（平成24年3月まで有効）

※ただし、重度心身障害者自動車燃料費助成との併給はできません。

**申込** 身体障害者手帳・療育手帳及び印鑑を持参し、下記へ

★障害福祉課 ☎ 1125・☎ 1963、市民福祉課 ☎ 1331（内線312）・☎ 1630